# 審議案件に関する概要

# 令和4年1月19日 第3部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)	
届出日	令和 3 年 7 月 2 8 日	
担当部署	担当部署 日高振興局産業振興部商工労働観光課	

#### 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
生活協同組合コープさっぽろ	札幌市西区発寒十一条五丁目10番1号
代表理事 大見 英明	

# 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地		コープさっぽろ しずない店		
		日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目16の内		
(2)小売業者名、	代表者名及び住所	生活協同組合コープさっぽろ		
		代表理事 大見 英明		
		札幌市西区発寒十一条五丁目10番1号		
(3)新 設 日		令和 4 年 3 月 2 9 日		
(4)店舗面積の合計		3, 119 m²		
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	142 台		
	駐輪場の収容台数	65 台		
	荷さばき施設の面積	1 5 0 m²		
	廃棄物保管施設の容量	2 0 m <sup>3</sup>		
(6)施設の	開店時間 · 閉店時間	午前7時00分 ~ 午後9時50分		
運営方法	駐車場の利用時間帯	午前6時30分 ~ 午後10時00分		
	駐車場の出入口数	3 箇所(出入口3 箇所)		
	荷さばき時間帯	午前6時00分 ~ 午後10時00分		

### 3. 審查事項

3. 畨笡争垻		
(1)駐車場整	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数142台≦ 設置台数142台
備等への	従業員駐車場等の整備	5 台
配慮	駐輪場(自動二輪車を	6 5 台
	含む)の整備	
	来客車両等の入出庫方法	屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。
	搬入車両等の誘導	・搬入が一度に集中しないよう計画的に時間
		帯を設定している。
	歩行者の安全対策	・駐車場の出入口は、見通しの良い位置に認
		けてドライバーの視距を確保し、歩行者や
		自転車の安全確保に配慮する。
		・出入口に出庫車両に対する一旦停止の路面
		標示及び看板、歩行者に対する注意を促す
		注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車
		の安全確保に配慮する。
		・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とと
		もに、店舗周辺や駐車場内における低速度
		走行や歩行者及び来客に対する安全確認の
		徹底に取り組む。
	交通整理員の配置	・開店時及び売り出し等で混雑が予想される
		日に配置し、円滑な交通誘導と安全対策に
		努める。配置場所については、時間帯、泡
		雑状況に応じて、臨機に対応する。
	除排雪による堆積方法	・除排雪業者と契約し、除排雪を同時に行い
		来客駐車台数の確保に努める。
		・公道に堆積した雪で、出入口付近の見通し
		の悪化等、交通安全上の問題が発生した場
		合は、その排雪にも努める。

(2)騒音発生	昼間の等価	騒音レベルの	予 予測地点	環境基準値	予測結果	評価
への配慮	測結果		1	5 5 dB	4 4 dB	0
			2	5 5 dB	4 9 dB	0
			3	5 5 dB	4 5 dB	0
			4	5 5 dB	5 3 dB	0
			5	5 5 dB	4 1 dB	$\bigcirc$
	夜間の等価	掻音レベルの	予 予測地点	環境基準値	予測結果	評 価
	測結果		1	4 5 dB	3 5 dB	0
			2	4 5 dB	4 1 dB	$\circ$
			3	4 5 dB	3 9 dB	$\circ$
			4	4 5 dB	3 4 dB	0
			5	4 5 dB	3 1 dB	0
	夜間の音	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	源毎騒音レ	a1	冷凍機	4 0 dB	3 0 dB	$\circ$
	ベル最大値	a2	排気	4 0 dB	3 8 dB	0
	の予測結	a3	排気	4 0 dB	4 4 dB	$\triangle$
	果	a4	排気	4 0 dB	4 8 dB	$\triangle$
		a5	排気	4 0 dB	4 4 dB	$\triangle$
		a6	排気	4 0 dB	4 3 dB	Δ
		a7	排気	4 0 dB	2 7 dB	0
		A1	排気	4 0 dB	2 0 dB	0
	騒音問題の一 荷さばき作業 付帯設備・施 青少年等の始 その他の対応	美等の対策 施設等の対策 開集等の対策	及及る来る配豪除計減搬る室減営一防生合講住びび。客看慮雪排画少入。外に業ン止活、じ民駐ア 者板す時雪的さ業 機配終等対環かるか	などななとなるとは、などは人などは人などのは、 とのででででででででいる。 はいのででででいる。 はいのででででいる。 はいのでででいる。 はいのででは、 はいのでは、 はいのでは、 ないのでは、	かと グロ たっこ	R ( ) が

※排気音 a3 ~ a6 は敷地境界では規制基準値を超えるが、直近の住居壁際では基準以下となる。

(a3:31 dB、a4:22 dB、a5及びa6の合成音:22 dB)

(3)廃棄物等	指針容量の整備	指針容量 14. 532 m³ ≤ 設置容量 20. 475 m
への配慮	保管場所の位置、構造等	・屋内密閉型で、廃棄物が飛散することは無
		l'.
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り
		作業の迅速化を図る。
		・法や条例に基づき適切に処理を行うよう、
		契約業者に指示する。
	減量化、リサイクル等	・古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリ
		サイクルを徹底する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ごみ庫には冷蔵設備を施し、毎日回収を
		実施し悪臭の軽減に配慮する。
		・厨房の排気ダクトは住宅より離れた位置に
		設置する。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させる恐れがある場
		合、小売店舗の責任者が適正な対応策を記
		じる。
(4)街並みづく	り等への配慮	・屋外照明や広告塔照明は、その光により均
		域の住民等に悪影響を与える光害を生じる
		ことがないよう、照明は駐車場敷地内を開
		らし、明るさは10ルクス程度に抑え、管
		業時間終了後に消灯し、周辺への影響に西
		慮する。 ・当該店舗が立地する地域において街並み~
		くりが行われる場合、その取組みを阻害で
		ることのないよう調和を図る。
(5)防災対策へ	の配慮	・地方公共団体から災害時の避難場所とし
		て、駐車場等敷地の一部使用あるいは店舗
		で扱っている物資の緊急時における提供等
		の要請があった場合は、必要な協力を行う
(6)防犯対策への配慮		・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を
		徹底して、防犯を図る。
		・自治会の防犯活動などへの適切な協力に配
		慮する。
		・所轄警察署との連携を図って管理者が責任
		を持って緊急時の対応等を行う。

(7)関係行政機関との協議状況	・届出書案一式を提出し、概要を説明。
公安委員会(警察)	【北海道札幌方面静内警察署】
	・各出入口について、特段規制は必要ない。一旦停止、
	通学路の場合には学童注意等の注意喚起看板を設置す
	る等、対策を講じること。 →「一旦停止」、近くに小学校があるため「学童注意」
	の注意喚起看板の設置をする。
	・駐車場②から店舗に行く場合には公道を通ることにな
	る。交通量は少ないが、店舗へ向かう来店客に「車注」
	意!」等の注意喚起看板を設置する等、対策を講じる
	こと。
	→文言については検討するが看板を設置し、注意喚起
	の対策を講じる。
	【北海道警察本部交通部交通規制課】
	・静内警察署の指導に従うこと。
	・「こうせい1条通線」に車を停車させ買い物に行く、
	運転者が待つ、という事態が起こることも予想できる。
	駐車場②から店舗に向かう来店者が道路を渡るとき
	に、通行車両と接触する等の事故の危険が増える。
	買い物客の路上駐車を定着させないために、店舗開店 当初からの対策が重要であると認識し、対策を講じる
	当例がらの対象が重要であると認識し、対象を講しる   こと。
	ださい」などの注意喚起看板の設置や、三角コーン
	の配置、従業員による巡回、混雑時には警備員を配
	置するなどして、対策を講じる。
地元市町村	【新ひだか町総務部まちづくり推進課】 ・特に指摘事項はなし。
道路管理者	【新ひだか町産業建設部建設課】
2011-21	・出入口の位置の確認及びこうせい1条通線について、
	店舗前に路上駐車をして買い物に行く、車で待つなど
	といった行為が増えるのではないか、と警察から指摘した。
	を受けた旨を説明。 ・出入口については、設計者と協議済みのため問題ない。
	- ・ 田入口については、設計する協議済みのため問題ない。 - ・ 路上駐車について、規制等するのは警察になるため、 □
	店舗として対策を講じること。
	→「路上駐車しないでください」「駐車場に止めてく
	ださい」などの注意喚起看板を設置するなどして、
	対策を講じる。
	・交通量調査の日は、営業中のコープさっぽろの特売日
	であったのか。特売日は交通量が多いため確認するこ
	と。
	→調査日6月6日は、ポイント10倍の特売日であっ
	た。
その他関係機関	【新ひだか町立高静小学校】
	・通学路について、特にこの道を通るように、という指
	導はしていない。店舗が新築されると人や車の動きも
	変わっていくので、児童に対しては安全指導をする予 定である。
	→開店後については、店舗の駐車場出入口に学童注意
	の注意喚起看板の設置をし、安全対策を講じる。

4 .	4. 市町村、住民等の意見			
	(1)市町村の意見	なし		
	(2)住民等の意見	なし		
5.	5. 道(日高振興局連絡調整会議)の意見案			
	なし			

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。